

国土調査の概要について

- 国土調査は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査するもの
- 国土調査は、その性格上からは、地籍調査関係、土地分類調査関係及び水調査関係の3つに大きく分けることができる。

国土調査

地籍調査関係

一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査、境界及び地積に関する測量

- ・基準点測量
- ・土地活用促進調査
- ・地籍調査

土地分類調査関係

土地の利用現況、土壌の性質等の主要な自然的要素及び生産力に関する調査

- ・土地分類基本調査(垂直調査)
- ・20万分の1土地保全基本調査
- ・土地分類調査(細部調査)

水調査関係

陸水の流量、水質等及び水利に関する調査

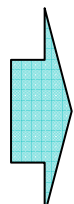
- ・水基本調査(地下水調査)
- ・主要水系調査

- 国土調査の実施の促進を図るため、国土調査促進特別措置法が制定され、昭和38年以降、同法に基づき国土調査事業十箇年計画を策定
- 現在は、第5次国土調査事業十箇年計画(平成12年度～21年度)に基づき国土調査事業を実施

第5次十箇年計画(平成12年5月23日閣議決定)

<計画事業量>

- ・基準点測量の基準点の数： 14, 000点
- ・土地分類基本調査の調査面積： 7, 000km²
- ・土地分類調査の調査面積： 5, 000km²
- ・地籍調査の調査面積： 34, 000km²



平成21年度に期末を迎えるため、国土調査促進特別措置法等を改正のうえ、平成22年度を初年度とする次期長期計画の策定が必要

第1回(本日)

- 国土調査の概要と実施状況について
- 地籍調査促進に向けた課題について
 - ・地籍調査対象地域について
 - ・都市部における地籍調査の課題について
 - ・山村部における地籍調査の課題について
 - ・所在不明者の取扱いについて
 - ・その他の課題について

第2回(5月頃)

- 土地分類調査について
- 第1回での議論を踏まえた今後の方向性について

第3回(7月頃)

- 国土調査の今後の方向性(報告書案)について

第4回(8月頃)

- 国土調査の今後の方向性(報告書)の取りまとめ